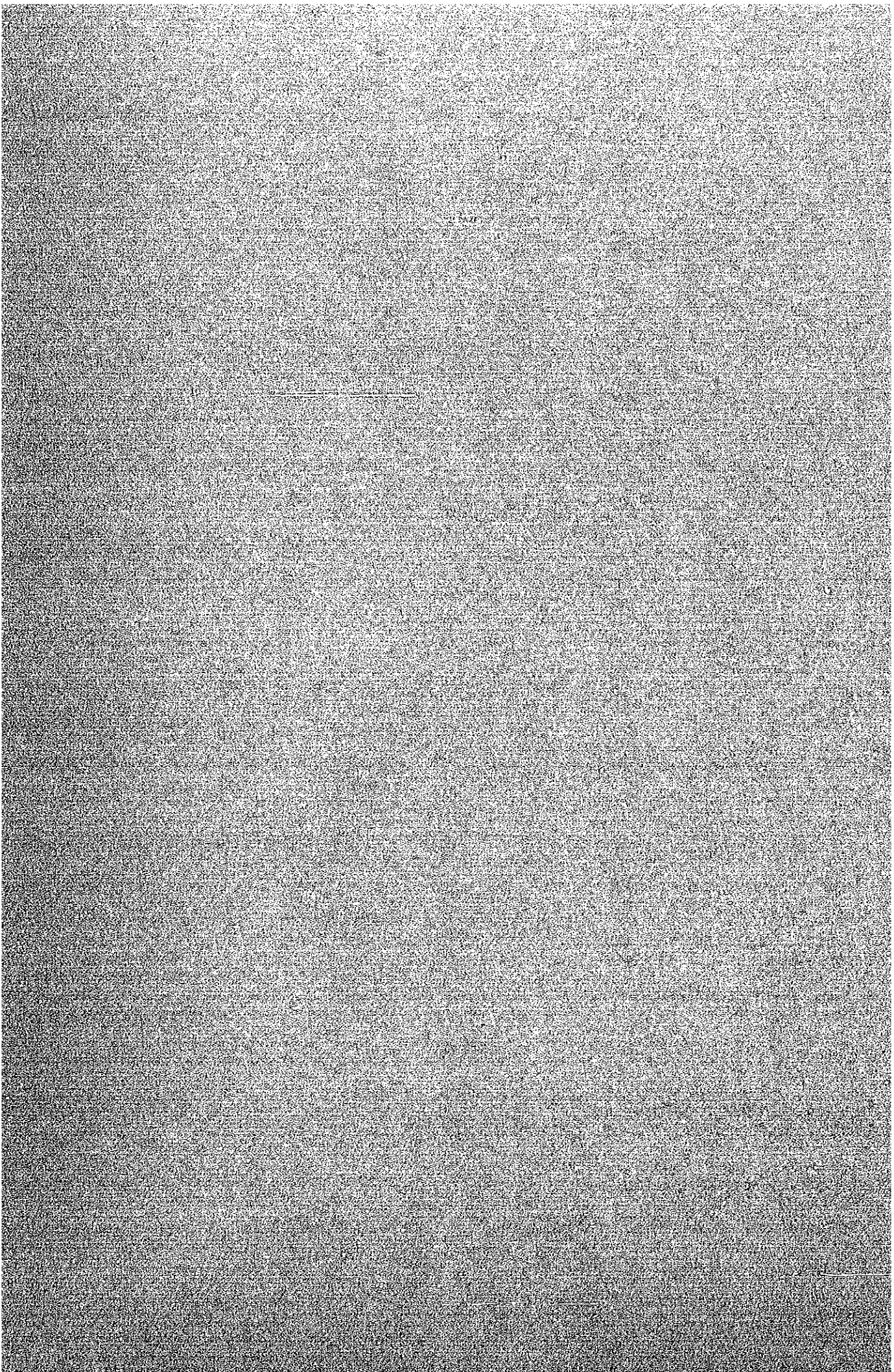


■ 短期専門家（養豚）報告



ビルマ畜産開発技術指導について

ビルマ養豚養鶏開発計画討議議事録に基づく日本政府とビルマ社会主義連邦共和国政府間の技術協力の専門家として、任国における業務を1979年11月28日付で終了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 業 務 養豚
2. 派 遣 期 間 1979年8月10日から1979年11月28日まで
3. 任 国 ビルマ社会主義連邦共和国，10マイル農場
4. 業 務 日 程 別紙日程表のとおり
5. 業 務 概 要

1) 施設の現況

現在、整備途中であるが、建設中のものを含めると次のとおりである。

- イ. 種雌豚舎 2棟（1棟50頭収容）
- ロ. 育成豚舎 1棟（20豚房）
- ハ. 分娩豚舎 1棟（20頭同時収容可）
- ニ. 肥育豚舎 1棟（建設中，150~200頭収容）

2) 品種及びけい養頭数

10マイル農場のけい養品種は、日本から導入された豚で、ランドレース、デュロック、パークシャーである。現在のけい養頭数は、自場生産子豚も含め、下表のとおりである。

〔けい養頭数〕

品 種	成 豚		子豚	計
	雄	雌		
ランドレース	4	20	126	150
デュロック	3	16	63	82
パークシャー	3	12	31	46
計	10	48	220	278

(注)：子豚には、雑種 (F₁) を含む。

3) 繁殖の状況

- イ. 交 配 法 全頭，人工授精で行っている。

- ロ. 分娩状況
- ① 分娩開始は、6月15日からであるが、当初分娩豚舎は建設中（10月10日完成）であったため、育成豚舎において分娩柵作成（永田氏設計）し、分娩を行った。
- ② 妊娠母豚の移動は、予定日の1週間から2週間前に実施し、分娩柵に馴れさせたが、暑さによる呼吸速迫等で食欲不振豚が多数発生したためか、泌乳量減少豚が出た。

新分娩豚舎での分娩は、順調で成績も良好である。

ハ. 子豚の生産状況

哺乳子豚に対しては、生後4日目～6日目まで乳付け（1時間毎）を昼夜行ない、母豚による圧死等の防止に努めた。生産状況は次表のとおりである。

〔生産状況〕

品 種	区分	分娩腹数	子 豚 総頭数	1 腹平均 産 子 数	生 時 総体重	1 腹平均 生時体重	1 頭平均 生時体重
ランドレース		18 腹	156 頭	8.7 頭	222.3 kg	12.35 kg	14.25 kg
デュロック		11	88	8.0	123.7	11.25	14.06
パークシャー		5	42	8.4	49.7	9.94	11.83
計又は平均		34	286	8.4	395.7	11.64	13.84

注: 分娩腹数は、全頭黒子、ミイラ娩出腹を除く（ランドレース：2腹、パークシャー2腹）。

: 子豚総頭数以降欄には、死産も含む（30頭）

: 子豚には、雑種（LB, DL, BL）を含む。

4) 育成及び発育成績

イ. 子豚の死亡状況は、死産が最も多く、次いで母豚による圧死、その他の順である。

ロ. 下痢の発生状況は、雨期にもかかわらず発生件数は著しく少なく、子豚のバラツキがなかった。

ハ. 子豚の発育は、良質の飼料（成分及びメッシュ）が出来ないため、嗜好性が悪く、停滞していたが、途中からスキムミルクを配合し、順調な発育の伸びを示した。

〔子豚の発育状況〕

品種	生後日令	生 時	10 日目	20 日目	30 日目	60 日目	90 日目
ランドレース		95	95	83	78	55	21
		1,388	2,673	4,083	5,265	11,509	20,295
パークシャー		9	9	9	9	9	9
		1,167	2,611	4,311	5,822	10,400	23,556
雑種 DL		65	65	44	34	24	18
		1,508	2,508	4,123	5,321	9,238	19,894
" LB		39	39	30	29	9	9
		1,482	2,895	4,693	5,710	10,940	25,933
" BL		22	22	9	9	9	9
		1,323	2,555	4,356	5,733	10,856	22,200
計又は平均		230	230	175	159	117	66
		1,423	2,650	4,223	5,416	10,810	21,659

(注) L…ランドレース, D…デュロック, B…パークシャー

上段は子豚数, 下段は平均体重

ニ. 育成率は, 生産頭数に対して89.0%, 生後10日目から離乳までは95.7%, 離乳以降は99.4%を示している。

ホ. 肥育豚(L♂♀)の1日平均増体量は, 743g(生後91日目から生後153日目, 5頭平均)である。

5) 飼養管理の状況

イ. 種雄豚は, 雄豚舎がないため(1979年12月から建設の予定), 種雌豚舎で, 単飼及び3頭(D)群飼である。制限給餌。

ロ. 種雌豚は, 種雌豚舎が2棟有るので, 2~5頭群飼である。制限給餌(空胎, 妊豚)

ハ. 子豚は育成豚舎で1腹毎で飼育し, 不断給餌を行っている。また育成豚(場内)は, 放牧地(電牧)へ放牧を行っている。

ニ. 授乳母豚は, 分娩予定約10日前から離乳(生後28日目)まで, 分娩欄で飼養し, その後種雌豚舎へ収容している。

ホ. 各豚舎共, 敷料として「モミガラ」を使用した。

6) 衛生状況

イ. 豚舎周囲には有鉄線の柵があるが, 豚舎工事者, その他部外者の出入がある。農場周辺に豚コレラの発生も聞いているため, 豚舎出入口の消毒の徹底を図る。

ロ. 各予防注射は, 定期的実施(豚コレラ, 豚丹毒, 口蹄疫, 日脳等)した。

6. 技術指導の概況

1) 講 義

- イ. 豚の基礎知識を主体（品種，飼養管理，分娩管理，人工授精等）に，カウンターパートを対象に講義を行い，日常実務との直結を強調してきた。
- ロ. しかし，講義を豚舎で実施したが，設備不十分であり，筆記等が十分取れないのが現状であった。

2) 日常の業務

- イ. ビルマ側プロジェクトチームの編成替えが9月7日に実施され，ファームマネージャー外2名を除き，カウンターパート全員が養豚は初新者で，基礎からの技術指導を行った。
- ロ. しかし，カウンターパートとワーカー及び畜舎の業務分担が明確である。また，カウンターパートは，伝言業務が主体であるため，真の技術修得に支障がみられた。
- ハ. それがためには，カウンターパートもワーカーと共に飼料給餌，ポロ出し等の家畜管理をし，汗を流し，手を汚しながら，養豚の基礎知識を修得し，併行してカウンターパートとして飼養管理技術の向上が得られる。
- ニ. 日常の管理においては，この点を主体に飼養管理の技術指導を実施した。

7. 現状と問題点

1) 講義について

- イ. 各家畜の専門家が技術指導等に当たっているが，講義においては，受講者は農場内の技術者が対照であり，また講義施設（庁舎）は建設中であるが，工事は中断しているのが現状である。
- ロ. 1.0マイル農場が発展するには，施設の充実，実績の向上が急務であるが，これと併行し外部の技術者及び養豚家の研修を行い，技術向上を図る必要がある。

2) 施設の整備

- イ. 畜舎の建設状況は5)で述べたとおりであるが，当初計画に対し著しく遅れているのが現状である。そのため，豚の収容能力に支障が出ており，子豚においては，放飼場を設け対応している。
- ロ. また畜舎の建設敷地は，急傾斜で手作業では長期間を要するため，機械力を導入し，整備して行く必要がある。
- ハ. 豚舎の電気設備は応急施設であるため，電力容量が不足で，電気機具の使用に支障が出ている。また，配線においても簡易であり，非常に危険な状態である。
- ニ. 給水施設においては，工事中であるが，従来同様に池の水を給水する方式である。池

の周辺農家では、家畜が飼養され、汚水の流入のため、汚染度が著しく、家畜伝染病等衛生上、悪影響を及ぼす恐れがある。

ホ、事業計画等の進行に当って、専門家と検討会を催し、協議の上で実施することが、畜舎等整備を敏速に進めるものと思われる。

3) 技術の指導

イ、先に述べたとおり、プロジェクトメンバーの交替が行われ、それによってカウンターパートの指導を実施してきた。当初、日本方式で技術指導に当たったが、ビルマの社会的文化的、経済的状况から後退せざるを得なかった。

ロ、しかし、カウンターパートにおいては、日々に技術の向上が見られるようになった。また、家畜管理に対する応用動作、及び施設、設備に対する工夫が出来るようになってきた。

ハ、また、飼養管理技術も向上して来たが、修得した技術は自分自身のものとせず、ビルマ養豚界の主軸となって、技術者の養成に努めてほしいものである。

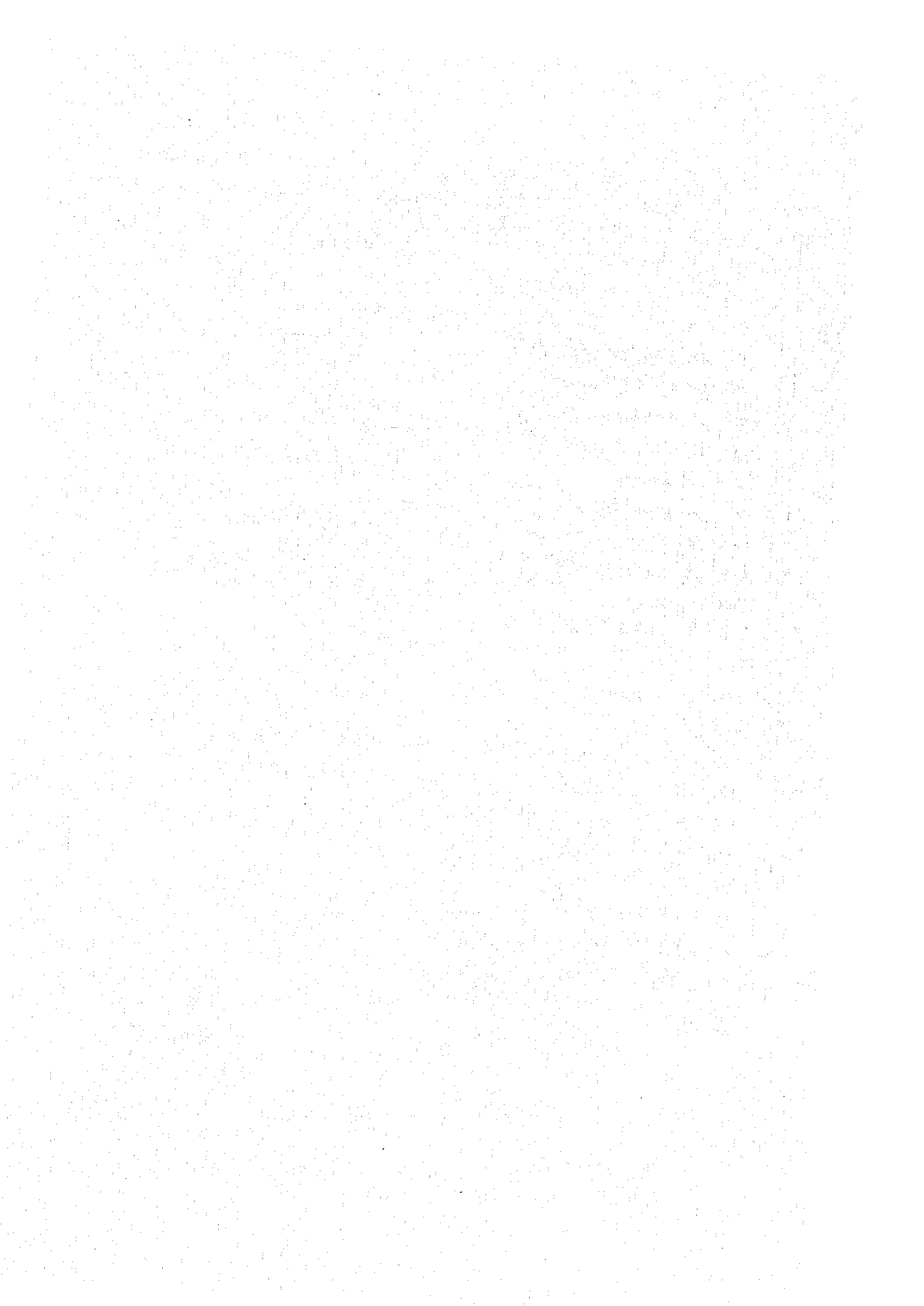
業 務 日 程

月 日	業 務 内 容		
	午 前	午 後	
8月 9日	木	東京→バンコック (JL465)	
10日	金	バンコック→ラングーン (UB222)	
11日	土	10マイル農場概況説明, 畜産公社表敬 (総裁不在)	
12日	日	休 日	
13日	月	豚舎視察, 日本大使館表敬	農林省, 計画財務省表敬
14日	火	本日より業務開始, 発情, 種付けの指導	分娩柵の改修
15日	水	分娩B1 (ミイラ), 日脳予防接種 (成♂, ♀)	種雌豚舎ウォーターカップ取付け
16日	木	分娩B1, B1, 分娩看護の指導, 種付け	死亡 (L♀) 剖検
17日	金	種付け, 膿瘍切開の指導	一般管理指導
18日	土	分娩L1, 子豚里子の指導	妊娠豚の確認
19日	日	休日, 10マイル農場巡視	
20日	月	発情微弱豚PMS注 7頭, 発情鑑定指導	子豚の移動, 一般管理指導
21日	火	分娩D1, 試情	一般管理指導
22日	水	種雌豚舎ウォーターカップ取付指導	"
23日	木	"	"
24日	金	"	"
25日	土	妊豚の移動	"
26日	日	休日, 10マイル農場巡視	
27日	月	種付, 人工授精法の指導	一般管理指導
28日	火	離乳豚の移動	"
29日	水	種付け, 子豚黒子の指導	"
30日	木	豚コレラ予防接種	"
31日	金	ピンマービン農場視察, 死亡D♀剖検	分娩L1, 一般管理指導
9月 1日	土	去勢法の指導, 精液検査	休 日
2日	日	分娩L1, 休 日, 10マイル農場巡視 (種付, 治療指示)	
3日	月	一般管理指導	一般管理指導

月 日		業 務 内 容	
		午 前	午 後
9月 4日	火	分娩L 1, 一般管理指導	一般管理指導
5日	水	分娩D 1, 助産の指導	"
6日	木	豚丹毒予防接種	"
7日	金	ビルマ側チーム全員交替	"
8日	土	分娩D 1	休 日
9日	日	休日, 10マイル農場巡視	
10日	月	一般管理指導	一般管理指導
11日	火	豚舎配置打ち合せ	"
12日	水	一般管理指導	"
13日	木	"	"
14日	金	"	"
15日	土	"	休日農場巡視
16日	日	休日, 農場巡視	
17日	月	豚舎水道配置打ち合せ	一般管理指導
18日	火	去勢の指導	"
19日	水	成豚体重測定(全)	"
20日	木	一般管理指導	"
21日	金	分娩L 1, 子豚駆虫法の指導	"
22日	土	一般管理指導	休 日
23日	日	休日, 農場巡視	
24日	月	分娩L 1, 一般管理指導	一般管理指導
25日	火	一般管理指導	"
26日	水	"	"
27日	木	分娩D 1, 口蹄疫予防接種	"
28日	金	子豚飼料へスキムミルク配合	" , 精液検査
29日	土	一般管理指導	休 日
30日	日	休日, 農場巡視	
10月 1日	月	分娩L 1, 一般管理指導	一般管理指導
2日	火	精液採取法の指導	"
3日	水	"	豚丹毒予防接種指導
4日	木	膿瘍切開指導	一般管理指導

月 日		業 務 内 容	
		午 前	午 後
10月 5日	金	休日, 畜産公社総裁農場視察	
6日	土	一般管理指導	休 日
7日	日	休日, 分娩L 1	"
8日	月	一般管理指導	一般管理指導
9日	火	"	"
10日	水	去勢及び豚コレラ予防接種の指導	"
11日	木	発情微弱豚, 不妊豚へPMS, HCGの注射指導	
12日	金	精液採取法及検査法の指導	"
13日	土	"	休 日
14日	日	ダニゴン農場視察	
15日	月	子豚飼槽作製指導	一般管理指導
16日	火	駆虫法の指導	"
17日	水	死亡L♀剖検	講義 カウンターパート 7名
18日	木	分娩L 1	一般管理指導
19日	金	一般管理指導	"
20日	土	休 日	
21日	日	休日, 農場巡視	
22日	月	一般管理指導	一般管理指導
23日	火	"	"
24日	水	"	講義 カウンターパート 7名
25日	木	"	一般管理指導
26日	金	分娩L 1, 精液検査	"
27日	土	新分娩豚舎へ妊豚移動	休 日
28日	日	休日, 農場巡視	養鶏農家視察(インセン)
29日	月	分娩D 1 (助産の指導)	一般管理指導
30日	火	分娩D 1 (")	豚舎設計打ち合せ
31日	水	一般管理指導	講義 カウンターパート 8名
11月 1日	木	休日, 畜産公社総裁視察	
2日	金	分娩D 1	一般管理指導
3日	土	休日, 農場巡視	
4日	日	休日, 分娩L 1, 農場巡視	

月 日		業 務 内 容		
		午 前	午 後	
11月	5日	月	一般管理指導	一般管理指導
	6日	火	"	"
	7日	水	"	講義 カウンターパート 8名
	8日	木	去勢, 駆虫指導	一般管理指導
	9日	金	豚コレラ予防接種	"
	10日	土	分娩B 1 (助産法指導)	休 日
	11日	日	休日, 農場巡視	
	12日	月	分娩D 1	一般管理指導
	13日	火	休日, 農場巡視	
	14日	水	分娩B 1, 精液検査	議義中止, 一般管理指導
	15日	木	死亡11533剖検	一般管理指導
	16日	金	分娩L 1, D 1	子豚放牧地作成 (電牧)
	17日	土	一般管理指導	休 日
	18日	日	休 日	
	19日	月	放飼場作成	放飼場作成
	20日	火	"	"
	21日	水	口蹄疫予防接種	講義 カウンターパート 9名
	22日	木	一般管理指導	一般管理指導
	23日	金	" , 精液検査	"
	24日	土	豚丹毒予防注射	休 日
	25日	日	休 日	
	26日	月	一般管理指導	帰国あいさつ (農場)
	27日	火	報告書作成	一般管理指導
	28日	水	日本大使館表敬	
	29日	木	ラングーン→バンコック→東京	

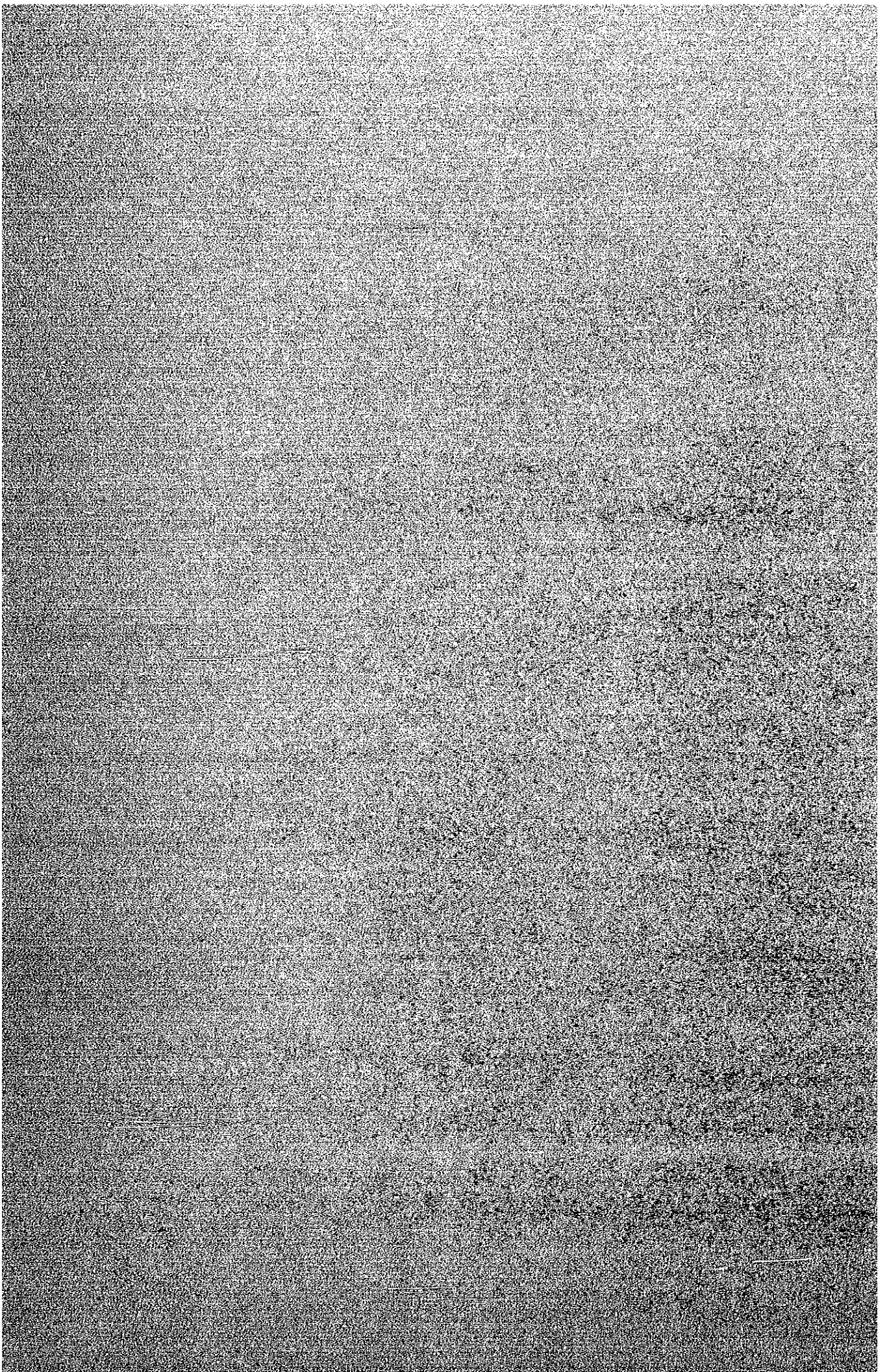


付属資料 I

ビルマ国赴任専門家の参考資料

目 次

1. 空港到着時の主な手続	72
2. 赴任時にしなければならない手続(バンコック、ラングーン)	73
3. 滞在費等の送金システム	73
4. 医 療 保 険	75
5. 新物の輸入と税関問題	75
6. ビルマ国内における旅行について	76
7. 食生活等、生活一般事情	76



1. 空港到着時の主な手続き

バンコックからビルマ航空 (Burma Airways UB) またはタイ航空 (Thai International, TG) によりミンガラドン空港に到着し、検疫 (Health Control)、入国手続 (Immigration) (旅券、入国カード (Disembarkation card) が必要) の後、① Form F. E. C. I (Currency Declaration Card : 通称マネーフォームといわれる)、② Declaration Form for Temporary Travellers Entering Burma (CR193 Form と呼ばれる、いわゆる税関申告書である) に必要事項を記入し、オリジナルフォーム (①及び②) を受け取り、ビルマ滞在中大切に保管しなければならない。この①、②のフォームは、出国時に空港で再提示をもとめられる。

2. 赴任時に必要な手続

赴任時にしなければならない手続は以下のとおり。

- (1) 往路、バンコックに最低1日 (週末を除く) 滞在し、在勤俸等、送金受入のための銀行口座、または必要な場合は現地業務費等の公金口座を開設しておく。現在、多くの専門家が、送金の便宜上、東京銀行バンコック支店を使用している。
- (2) 日本人証明書——ラングーンの日本大使館領事部に写真3枚とともに申請する。
- (3) 身分証明書——専門家の所属するビルマ政府の機関 (畜産公社等) を通じて、計画財務省、外国経済関係局 = F E R D (Foreign Economic Relations Department の略) へ写真4枚とともに申請手続をとる。ビルマ国における身分証明書及び Diplomatic Shop (後述) 用身分証明書 (Foreign Exchange Utilization Card) が発給される。
- (4) Myanma Foreign Trade Bank (以下 M F T B という) への口座の開設。
- (5) ディプロマカード (Foreign Exchange Utilization Card) の作成。
免税品店にて、酒、煙草、缶詰類の購入のために必要。

なお、上記(4)、(5)については、F E R Dの推薦書が必要であり、申請手続がはん雑であるので、所属する機関の事務責任者またはカウンターパートに手続を依頼するとよい。

3. 滞在費等の送金システム

ビルマ赴任の専門家は、途中、バンコックに立寄ることになるが、その間バンコックにて銀行口座を開設する必要がある。(個人口座及び必要ならば、公金口座)

J I C A 専門家の多くは、東京銀行支店を使っているため、以下を説明する。

銀行口座 (ドル) には、当座口座、普通口座、定期口座がある。

- (1) 当座預金——開設すると銀行から小切手帳が渡される。常時ラングーン (M F T B) にて小切手を切ることができ、現金化可能であるが、無利子である。(M F T Bで現金化する時は、身分証明書が必要)

(2) 普通預金 利子は年 5.5 % である。ラングーン (MFTB) へ送金してもらうときは、送金依頼書 (Instruction Letter) (Form はバンコックの東銀でもらっておくこと) をバンコック東銀へ送らなければならない。

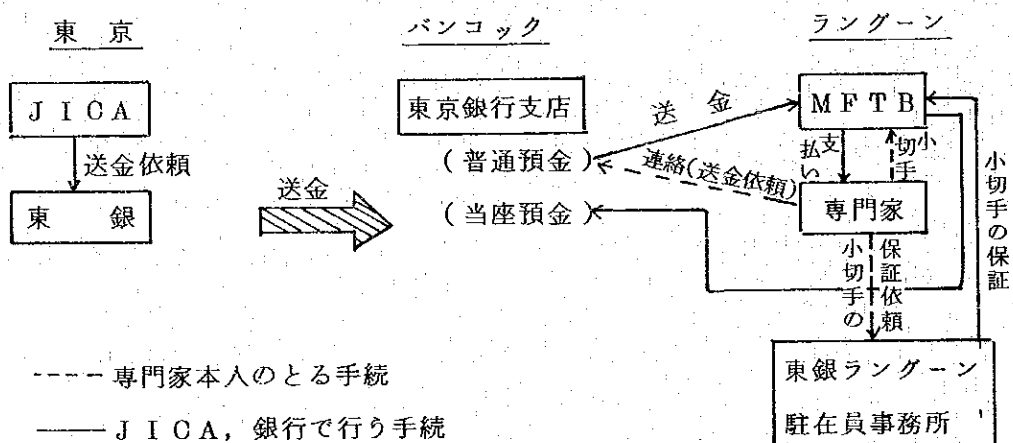
(J I C A 本部が東銀バンコック支店に送金の後、ラングーンで受取るまでかなり日数を要する)

(3) 定期預金 送金の受入口座には適しない。しかし、利子は 3 ヶ月もの : 4.0 % , 6 ヶ月もの : 8.5 % , 1 年もの 9.0 % である。

(4) 東京銀行ニューヨーク信託銀行に口座を開設する必要がある専門家について

赴任時に私用車の購入費等を東京銀行から借入れた専門家は、ニューヨークに銀行口座を開くことになっているが、詳細については、東銀関係者に問合せることが望ましい。しい。

送金システム



(5) ラングーンにおける銀行口座の開設

ラングーンには、日本の銀行の支店はなく、東京銀行の駐在員事務所しかない。

(3rd Floor , National Insurance Bldg No 666 , Marchant Street , Rangoon , Tel 70102)

従って、ラングーンに於ける、航空券の購入、Diplomatic Hospital への支払い、家賃の支払い、旅行小切手の作成、生活費の引出し等のため、MFTB に口座を開設しておく必要がある。

口座開設には、FERD からの推薦書、外貨 (旅行小切手又は現金) , 旅券等が必要。

4. 医 療

いままでの経験から得た留意事項としては、以下のとおり。

- (1) 医療施設、薬品が十分でないので、十分な予防薬、治療薬を赴任時に持って来た方がよい。蚊、ゴキブリ、蟻等も多いので、殺虫剤、蚊取り線香、蚊帳も持参した方がよい。
- (2) 乳幼児を随伴するときは、地方自治体で実施している予防接種計画を参考として、事前に定められたワクチンの接種を行うとともに、滞在中必要なワクチン等の購送をJICA担当者で相談しておくことよい。
- (3) 腹痛、風邪等軽い病気については、ディプロマ病院で対応出来ると思われる。重篤な病気に罹った場合、帰国、又はバンコックの病院における治療が考えられる。

ビルマ政府はコロンプラン専門家の場合、緊急時の出国については、ほぼ外交官と同等に迅速に出国手続をとるとのことであるが、専門家側でも所属機関を通じた迅速なビルマ側への手続依頼が必要とおもわれる。

患者の状態等でバンコックで治療することも考えられるが、在タイの医務官の話では、バンコックの医療水準は、ほぼ日本並みであるとのことである。

バンコックでは、Bangkok General Hospital（住所：New Petchburi Road，日本大使館の近く、Tel：344-6770-9）が有名で、ここには日本語のわかる医師、看護婦がいる。この病院では、ポリオワクチン等の販売もしてくれる。

- (4) ラングーンで分娩した日本婦人もおり、又盲腸手術を受けた子女もいる。

5. 身回品の携行と税関問題

(1) 海 送 荷 物

ビルマに赴任し、船積書類（B/L）を受取り次第、荷物の英文リストとともに、日本大使館の現地職員に、免税申請及び引取り手続きを依頼する。大使館から引取日を連絡してくれるが、手続依頼して引取りまで早くて2ヶ月、遅いと3～4ヶ月かかることもある。

(2) 航 空 荷 物

- a. 同時携行荷物の場合、空港で入国時に税関申告書に必要事項を記入し、税関検査を受ける。申請書（写）は出国時に必要なので大切に保存する。

携行した荷物は、到着時に受取出来るので、赴任後直ちに必要なもの等は携行荷物に入れておいた方がよい。

- b. 別送荷物（アナカン，Unaccompanied baggage）の場合も、専門家の入国時に内容物等について申告書に記入しておく。税関では別送荷物は一度ラングーン市内の倉庫に搬入保管するので、引取りに1ヶ月から場合によっては半年以上も引取に要するので極力別送にはしない方がよい。

(3) 税 関 問 題

コロンボプラン専門家の特惠，便宜，免税範囲は，当然コロンボプラン加盟国間で合意された便宜供与の範囲内のものである（別紙参照）。専門家と随伴家族が利用するものに限る，免税申請が出来る。要点は以下のとおり。

- a. 専門家の持ち込む個人荷物（海送，空送）については，家財道具，家具については専門家の赴任後3ヶ月以内に輸入された荷物について，免税申請をした場合に限り，又，税関当局が妥当とした範囲内で免税となる。
- b. 自動車，オートバイ等車輛については，専門家赴任後12ヶ月以内に免税申請をした場合に限り，1台についてのみ（例：自動車1台，又はオートバイ1台のみ）免税となる。
- c. 食料品，酒類，煙草，葉巻については，免税申請をした場合に限り，又，専門家の任期中，本人及び家族の消費量として妥当な量に限り，免税となる。

食料品等については，いつでも輸入可能であるが，税関手続が非常におそいので，着任時の荷物にまとめて携行するか，又は，バンコック等へ出たとき購入して，飛行機で携行荷物として持って帰るのが一番早く引取れる。

乳児を随伴する専門家は，着任後乳児用粉ミルクを海送する場合に，その他食料品を含め，食料品のみで1梱包にしておくこと，人道的観点から，その1Caseだけ先に通関引取りできることがある。

6. ビルマ国内における旅行について

ビルマ政府は治安等の理由から外国人の旅行を制限しており，チン州，カチン州，シャン州，カヤ州，モン州，アラカン州，タナセリウム管区へ旅行する場合は，事前にビルマ政府の許可を取り，また日本大使館の領事部へ連絡しなければならない。

旅行のときは，身分証明書，旅券を携行する必要がある。

マンダレー，バガン，メイミヨーはTourist Burmaの手配により旅行が出来る。

7. 生活一般事情

日本食に余りこだわらなければ，食生活には余り不自由しない。野菜，肉（牛，豚，鶏，卵），果物（温帯性のもは余りない），海魚も市場で手に入る。しかし，日本食の材料（味噌の類）は殆んど売っていない。醤油はディプロマで売っていることがあるが，かなり高価である。タイ国内で生産されたしょう油，中華料理の材料等が市場に出回っていることがある。

Schedule of Terms accorded by Government of
the Union of Burma to Colombo Plan Experts:

Short Terms Expert
(Assignment up to six months)

1. Expert stationed in Rangoon as base headquarters

The cost of full board and lodging in a first Class Hotel for expert only, during his term of assignment.

2. Expert stationed outside Rangoon as base quarters

Per diem allowance of K. 62/- will be paid to meet expenses of board and lodging.

3. Travel Subsistence Allowance

Kyats 60/- per day whenever the expert leaves Headquarters for one night or more on official business. This is reduced to K.30/- when the expert is confined to one place for more than 30 consecutive days. This is in addition to payment for his/her air ticket or upper class railway fare by the G.U.B.

4. The Government Agency which utilizes the services of the expert will provide a motor-car for his/her official use, and necessary secretarial assistances.

5. Free medical care other than dental for the expert only either at Govt. Hospitals or private nursing homes.

Schedule of Terms accorded by Government of
the Union of Burma to Colombo Plan Experts

Full Terms Expert
(Assignment for more than six months)

1. Installation Allowance

Kyats 60/- per day plus half this rate (K.30) for each recognised dependent up to a limit of four only for first 30 days of their arrival.

2. Project Service Allowance

Kyats 30/- per day commencing the 31st day of his/her services in Burma. No cash payment is made where furnished lodging is provided. Paid on duty travel within Burma or on accrued leave taken during assignment only where necessary for the expert to retain his/her base quarters; such payment is made in respect of accrued leave only to the extent of the actual rent paid by the expert up to the maximum of K.30/- Project Service Allowance is paid to the expert and not to his/her dependents.

3. Travel Subsistence Allowance

Kyats 60/- per day is paid to the expert whenever he/she leave base quarters for one night or more on official business. This is reduced to K.30/- when confined to one place for more than 30 consecutive days. Project Services Allowance is not paid during such travel except where it is necessary for the expert to retain his/her base quarters. This is in addition to payment for his/her air ticket or upper class railway fare by the G.U.B.

4. The Government Agency which utilized the services of the expert will provide a motor-car for his/her official use.

Where GUB cannot provide Transport for official use and where the expert uses his/her own car and where a car is essential for his/her work.

K.175/- per month plus the usual official mileage rates for journeys performed outside his/her base headquarters provided that he/she returned to the base headquarters the same day.

The above named allowances will be paid by the Ministry of National Planning while the following will be provided by the ministry or agency utilizing the services of the experts:-

- (a) Local personnel services, technical and administrative including the necessary local secretarial help, interpreter-translator, and related assistance;
- (b) the necessary office space and other premises;
- (c) equipment and supplies produced within the country;
- (d) transportation of personnel supplies and equipment for official purposes within the country;
- (e) the expert uses his/her own car and where a car is essential for his/her work, the Government Agency which utilizes the services of the expert will provide his/her 50 gallons of petrol per month.
- (f) Postage and telecommunications for official purposes;
- (g) furnished accommodation for full term experts.
(Adequate amounts of hard furniture are provided. But soft furnishing, bed and table linen cutlery crockery and glass-ware, lampshades and such articles as are easily broken or lost are not provided; these the expert is expected to provide for himself/herself. The expert is responsible for the payment direct to the Electricity Supply Board for light and power consumed by him/her.
- (h) A motor car for official use

In addition, the following facilities are also extended to the experts; -

1. Exemption from payment of Local Income tax.
2. Exemption from payment of Hotel and Restaurant Tax as long as the expert stays in a Hotel.
3. Exemption from payment of custom duty, sales tax and import license fees for the articles imported by expert on conditions as mentioned below:-

Goods	Limitations and conditions	Extent of exemption
(1)	(2)	(3)
The following goods when imported by experts coming to Burma under the Colombo Plan Technical Co-operations Scheme and their families for personal use:-	<p>Provided that:-</p> <p>(i) the goods are certified by Secretary of a Ministry of the Revolutionary Government of the Union of Burma or any responsible Officer especially authorized by him in this behalf to be for bona-fide personal use.</p> <p>(ii) such articles are not sold in the country except under conditions previously agreed to with the Government, and</p> <p>(iii) their appointment shall have been duly notified to the Revolutionary Government of the Union of Burma.</p>	
(a) Personal	(a) . . .	The whole
(b) Personal and household effects of a reasonable amount;	(b) When imported at any time <u>within three months</u> of their first arrival to take up their duties in the Union Burma;	The whole
(c) Household furniture of a reasonable amount for the personal use or the officer or his family.	(c) When imported at any time <u>within three months</u> of their first arrival;	The whole
(d) Either one motor-car, motor cycle, or a conveyance for the personal use of the officer or his family; and	(d) When imported at any time within twelve months of their first arrival and	The whole

Goods	Limitations and conditions	Extent of exemption
(1)	(2)	(3)
(e) Liquor, food stuff, tobacco & cigarettes.	(e) Provided also (i) that the goods are covered by clearance by the Ministry of National Planning; and (ii) that no remittance of foreign exchange is involved.	The whole

